

1 議 事 日 程（第4日）

（平成28年第1回有田川町議会定例会）

平成27年3月16日

午後9時29分開議

於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第6号 | 平成28年度有田川町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第7号 | 平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第8号 | 平成28年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第9号 | 平成28年度有田川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第10号 | 平成28年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第11号 | 平成28年度有田川町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第12号 | 平成28年度有田川町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第13号 | 平成28年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第14号 | 平成28年度有田川町簡易排水事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第15号 | 平成28年度有田川町浄化槽事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第16号 | 平成28年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第17号 | 平成28年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第18号 | 平成28年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第19号 | 平成28年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第20号 | 平成28年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第21号 | 平成28年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第22号 | 平成28年度有田川町水道事業会計予算 |
| 日程第18 | 議案第23号 | 有田川町循環型社会の構築と自然エネルギー推進基金条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第25号 | 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第26号 | 有田川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第27号 | 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第28号 | 有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第29号 | 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第30号 | 有田川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第31号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |

- 日程第26 議案第32号 和歌山県と有田川町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託について
- 日程第27 議案第33号 有田川町道路線の認定について
- 日程第28 議案第34号 社会福祉法人ひまわり福祉会に対する建物の譲与について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第32 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第33 議案第35号 有田川町こども総合センター設置条例の制定について
- 日程第34 議案第36号 平成27年度公下第32号古備第1幹線管渠布設工事（第8工区）の請負契約について

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

日程第35 常任委員の選任

日程第36 議会運営委員の選任

追加日程第5 議会活性化調査特別委員の辞任の件

追加日程第6 下水道事業対策特別委員会の定数の変更について

追加日程第7 国道対策特別委員会の定数の変更について

追加日程第8 下水道事業対策特別委員の選任

追加日程第9 国道対策特別委員の選任

追加日程第10 議会活性化調査特別委員の選任

追加日程第11 選挙第3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第12 選挙第4号 有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

追加日程第13 選挙第5号 有田聖苑事務組合議会議員の選挙

日程第37 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第38 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第39 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第40 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
5番	森 本 明	6番	殿 井 堯
7番	佐々木 裕 哲	8番	岡 省 吾
9番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子

11番 中山 進

12番 新家 弘

13番 湊 正剛

14番 増谷 憲

15番 橋爪 弘典

16番 亀井 次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番 林 宣男

14番 増谷 憲

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長 中山 正隆

副町長 山崎 博司

住民税務部長 清水 美宏

福祉保健部長 辻 勇

総務政策部長 林 孝茂

消防長 上嶋 敏之

産業振興部長 立石 裕視

建設環境部長 佐々木 勝

総務課長 中 裕 準

企画財政課長 一ツ田 友也

教育委員長 堀内 千佐子

教育長 楠木 茂

教育部長 山田 展生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 中西 満雄

書記 林 美穂

8 議事の経過

開議 9時29分

○議長（中山 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

…………… 日程第1 議案第6号……………

○議長（中山 進）

日程第1、議案第6号、平成28年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。一般会計予算について質疑をさせていただきます。

まず、1つ目は、藤並保育所と、きび森の保育所の給食調理業務費、3,605万5,000円の民間委託についてであります。町の提案したプロポーザルの内容はどういう内容なのか、業務の内容は調理業務だけですか。そして、調理員は各保育所に何人の予定ですか。そして、施設の厨房を使いますか。献立は業者の栄養士がつくり

ますか。これが1点目です。

2つ目に公共施設等総合管理計画の策定に入りますが、施設の集約化中心となりますが、庁舎や保育所と学校、出張所などの集約が中心になるのではないのでしょうか。

3つ目に臨時雇い賃金が1億5,720万円弱となっています。そのうち、保育士の臨時雇い賃金が約3,211万円となっています。こういうことから見ますと、やはり正規保育士で対応すべき問題ではないのでしょうか。

4つ目に、就学援助をクラブ活動へも支給していただきたい。

5つ目に、町道整備作業員2人態勢と、今、なっておりますが、台風時などを見ますと、迅速性が問われて、なかなか対応が間に合わない現状であります。ですから、充実していただいて、もしくは態勢を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

6つ目に、消耗品が約1億404万円、備品購入費が約4,374万円となっています。昨今の経済事情から、できるだけ地元発注を高めていただき、地元の業者が潤うような形でとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

7つ目に、工事請負費などにかかる消費税総額の試算はどうかということです。また、10%になった場合、試算額は幾らになるかというのを示していただきたいと思います。

8つ目に、清水町民会館のトイレは、現在、和式しかなく、高齢者にとって不便を来しています。洋式か多目的トイレに、男女別に1つは設置されるようになっていきますでしょうか。

9つ目に、年少扶養控除の廃止で、保育料が上がる世帯も出てきています。廃止前のみなし規定を採用していただきたいと思いますがいかがでしょう。

最後に、特会会計で質疑する予定でしたが、一般会計のほうでするのが筋なので、こちらでさせていただきます。胃がん検診のバリウムであります。飲みますが、私も何度も経験しておりますが、全国的に見ますと、この検査で事故が起こっています。中には、この車の中で回す機械で乗っていて、落ちて頭を打って死亡した事例とか、バリウムが固まって胃の中へたまったりして、それによって死亡したり、もしくは切って切除したりする事例も幾つも出ています。発見しても、またなかなか対応がおくれたりして、いろんな問題が出てきていると聞いています。ですから、こういうリスクを考えますと、内視鏡などでの検査に今後は検討すべきではないかと思います。

以上、10点の質疑項目とさせていただきます。

○議長（中山 進）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

増谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1番の藤並保育所と、きび森の保育所の給食業務の件なんですけれども、

内容につきましては、現在行っている調理業務と同等の安全、安心な給食提供を基本として行っております。

また、保育所における給食の趣旨を十分認識し、保育所の園児に安全かつ安心で良質な給食を提供することを基本に行いました。業務内容ですけれども、おおむね調理及び盛りつけ業務です。人数は食数を時間内に提供できる、適当な人員配置を約束しております。現在の予定では、きび森の保育所、6名、藤並保育所、6名、おののに栄養士1名、その中に含んでおります。

それと、施設ですけれども、保育所については基本的には施設内調理ということなので、施設の厨房を使用することとしております。

献立については町の栄養士が献立検討会や調理師の意見を聞き、毎月、作成しております。その中には調理師、栄養士等も含んで会議を行っております。

続きまして、3番目の臨時雇い賃金の件なんですけれども、保育所につきましては、職員の産休、育休等への補充、また、支援を要する子どもたちがおります。その場合、加配で保育士を充当する場合もございます。そのため、雇用形態といたしましては、臨時雇いが適当かと考えております。

続きまして、4番、就学援助をクラブ活動へも支給していただきたいということなんですけれども、このことについて範囲の設定等、非常に難しいところがございます。現在のところ考えておりません。

続きまして、9番、年少扶養控除の廃止による保育料、廃止前のみなし規定を採用するということなんですけれども、平成27年度から改正されました。これは国の方針であり、また所得階層に用いる税額を極めて中立的に設定していること、また年少扶養控除等が廃止されて、一定期間、約4年たっております。以上のことから、採用することは考えておりません。

以上です。

○議長（中山 進）

総務政策部長、林孝茂君。

○総務政策部長（林 孝茂）

私のほうからは、5点ばかり御質問があったかと思います。

まず、公共施設等総合管理計画の策定についてですが、施設の集約化中心となりますが、庁舎や保育所と学校、出張所などの集約化が中心となるのではないかという御質問につきまして、この公共施設等総合管理計画の策定につきましては、総務大臣の通達の要請を受け、平成28年度中に策定する予定となっております。また、総務省よりこの計画の指針が示されております。この指針によれば、地方公共団体において厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などによりまして、公共施設の利用需要が大きく変化していくことが予想されることを踏まえまして、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画す

ることを計画的に行うことによりまして、町財政の負担の軽減、または平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるということをうたっております。この指針に沿った形で計画を進めてまいりたいと思っております。

そして、この総合管理計画に記載すべき事項としまして、大きく3つの方針が示されております。1点目に、公共施設等の現況及び将来の見通し、2つ目に公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、この方針の中には点検、診断等の実施の方針、維持管理、修繕、更新等の実施の方針、長寿命化の実施の方針、統合や廃止の推進の方針、安全確保の方針などの記載が求められてございます。3つ目としまして、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針などを記載することとなっておりまして、このことから、施設の集約化が中心ではなく、公共施設の現況や将来の見通し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な指針を策定することとの認識をしてございます。

次に、2つ目としまして、臨時雇い賃金のお話でございますが、先ほど教育部長がお答えしましたけれども、それと重複しますが、保育所については定員適正化計画によりまして、総職員の数の削減や人件費の抑制の観点から、正規職員の増員は非常に難しいという状況にあると思っております。ですから、正規職員で対応できない部分につきましては、可能な限り非常勤職員で対応することを基本としてございます。平成28年度におきましても、非常勤職員の報酬としまして、約9,800万円等を計上しているところであります。また、休暇の代替や短時間勤務職員につきましては、臨時職員で対応していきたい、そのように思っております。

それと、消耗品費が約1億404万円、備品費が4,374万円となっておりますが、できるだけ地元でという御質問でございます。現在、地元業者で調達できるものにつきましては、地元業者を含めた形で見積もりをとってございまして、購入しているところでございます。今後もそのような考え方でいきたいと思っております。

その次に、工事請負費に係る消費税総額の試算はどうか。また、10%になった場合の試算額はどうかという御質問ですが、これにつきましては、平成28年度一般会計予算における需用費、役務費、委託料、使用料、工事請負費、原材料費、備品購入費にかかる消費税の試算額は総額で2億7,958万8,000円でございます。また、10%になった場合の試算は3億4,948万6,000円となります。

その次に、清水町民会館のトイレが和式しかなく、高齢者にとって不便を来しています。洋式か多目的トイレを男女別に1つは設置されるようになっていきますかという御質問ですが、現在、清水会館のトイレの洋式化については、2階の男子トイレについて洋式化の工事を行っているところでございます。女子トイレにつきましても、スペースの関係もございます。今回の改修には入ってはございませんが、改修していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに答弁、ございませんか。

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

私からは町道整備作業員の充実、もしくは体制の検討をとの御質疑についてお答えいたします。

町道の整備作業員につきましては、主要な町道で延長の長い路線を中心に、草刈り、側溝の掃除でありますとか、通常の維持管理を行っているものでございます。もちろん、台風時のそんな場合にも整備作業員も出動いたしますが、台風時等、大規模な災害時の崩土や土砂が路面に流れ出し、通行どめになり、迅速な撤去が必要な場合は重機を所有している建設業者に作業をお願いし、撤去するように対応しております。昨年7月の台風11号の災害におきましても、約60路線で建設業者により早急に通行どめを解除することができました。平成28年度につきましても、台風時など迅速性が問われる場合には建設業者に撤去を依頼する体制で、早急に通行どめを解消したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 進）

ほかに答弁、ございませんか。

福祉保健部長、辻勇君。

○福祉保健部長（辻 勇）

私のほうからは、10番目の胃がん検診をエックス線バリウム検査から内視鏡、胃カメラへの検査に切りかえるべきではないかという御質疑にお答えしたいと思います。

集団健診の胃がん検診につきましては、各種がん検診委託料で実施し、現在は集団健診で40歳以上の方に検診車のエックス線バリウム検査によって行っております。現在は和歌山県胃がん検診実施についての通知に基づき、エックス線バリウム検査により、より多くの方に検診していただくために、集団でのエックス線バリウム検査のみの実施となっております。胃がん内視鏡検査の場合、集団の検診車での実施ができないため、医療機関への個別検診となり、費用的に現在の3倍以上を要することになります。今後、国、県の実施要綱の動向を見ながら、内視鏡検査の実施については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

再度、給食調理業務について伺います。ここで、事故が起こった場合の責任の所在

はどうなるのかという問題です。受託業者との間で交わしている保育園給食調理業務委託仕様書というのがつくっておられて、そこで事故発生時の賠償問題などの規定がちゃんとあるのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

2つ目に、保育園給食運営なんですけども、現場における関係職員間の連携なしには本来、成り立たない問題なんですけど、特に栄養士の問題があります。ここの作業について細かくチェックしながら、ここの調理員を監督することは実際、難しいんじゃないか。調理業務は本来、栄養士の指揮、監督のもとで行うのが筋だと思うんですが、そして、日々の園児の体調とか、提供される給食の内容は臨機応変に変わるものだという立場から、町職員との連携なしにはいいものを提供していくというのは不可能、難しいんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

それから、3つ目に、職業安定法施行規則第4条第4項に示されている、受託業者自ら提供する機械、設備、器材、その他、作業に必要な材料、資材を使用し、業務を行うことが請負の要件となっていますが、しかし機械など町から借りている、または購入されているものについては、別個の双務契約を結ぶ必要があると思うんですが、その点はどうなのか。

保育園の給食調理現場では、各種調理施設や器具類、食材が町側から業者に提供されている場合は、町と受託企業との間で適正な賃貸料を定めた賃貸借契約も結んでおられるのかどうか。

もう1つは、調理現場において働いている方々の安全確保と安全な給食提供の両面において、労働安全衛生が重要となってきます。請負の場合、労働安全衛生法に基づく、安全衛生管理責任は受託業者にあると思うんですが、しかし、町が所有する施設、設備を利用して、請負労働者が働くシステムでは受託事業者が労働安全衛生法上の改善措置として、みずから施設や設備を改善することはできないと思うんですが、その点、改めて確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

もう1つは、就学援助なんですけど、今のところ範囲の設定が難しいという御答弁でしたが、でも実際、かつらぎ町や、最近では湯浅町でも実施してきていますので、これらの経験も確認しながら、本当にそうなのかということをぜひ確かめていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず、給食調理のほうで事故が起きた場合の責任の所在ということなんですけども、業者に責任がある、食中毒が起こって委託業者側にあるということになります。賠償問題についての規定については、委託契約書、また仕様書に記載しております。

続いて、現場における関係職員間の連携ということなんですけれども、仕様書の中で町が指定する会議等の出席は義務づけております。業者側の栄養士について、会議等、出席は義務づけております。また、連携なくして安全な給食等を提供することはできないということは、職員も重々承知しておりますので、きっちりした連携をとっていききたいと思います。

続きまして、調理場の資材については町の施設を使うということで、町有財産使用貸借契約書を結ぶ予定になっております。

続きまして、調理現場における労働者の安全確保、また安全給食提供の両面から、労働安全衛生が重要になるとおっしゃっています。おっしゃるとおりだと思います。また、施設の改善等については、受託者側にあるということなんですけれども、契約書の中で補足に、必要な事柄についてはその都度、協議するという項目を設けております。労働安全衛生、法律上必要な場合等、こちらで改修する予定としております。

それから、就学援助のほうなんですけれども、クラブ活動のほうへの支給については実施している市町村については、わずかな市町村、県内にあると思います。ただ、先ほども申しましたとおり、範囲等の設定、どこからどこまで設定できるのかということが難しいところが非常にございます。今のところは積算の中へは入れておりません。今後、他町の実施しているところを研究しながら、考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

教育のほうで、教育委員長さんも御出席していただいているんで、教育長、教育委員長さんが今、兼任というところもございます。有田川町が次期、教育委員長、教育長の任期以降に兼任すると聞いております。

一般質問でもいろいろ出ているのと重なりますが、179ページの海外研修補助金、220万円というのと、181ページの備品購入費、図書購入費、1,000万円と上がっています。この中で予算説明会のときに1,000万円の図書については、吉備地区、金屋地区、済んだんで、今度は清水地区のほうでという説明でございましたが、教育長は現場を取り仕切っている。教育委員長さんは有田川町教育の全般的な指針、理念というもので取り組んでくれていると思うんですけど、その点について、後でまた教育長さんと教育委員長さんに、立場というものを説明していただきたいというのが1点。

2点目に、学園構想ということで、平成18年に有田川町が合併して、平成24年から取り組みだしてという形の中でしてるんですけど、その平成18年の合併のときの小学校、中学校の、今、物すごい減っているという点と、きのうも御説明がありまし

たが、600人の学校から9名切れる、6名ぐらいの学校までである。こういう中で、やっぱり学園構想についても、教育委員会だけでなく、町、執行部ともいろいろ協議しながら、この1,000万円も、そりゃ有効に使ってくれると思うんやけど、吉備、金屋、清水と同じように1,000万円持っていくというような取り様になってきた場合に、どうかなという点もございますので、学園構想については、白馬中学なんかやったら、城山西がこの卒業式で終わるというふうになってきている。その核になる、有田川町の教育委員会として学園構想を打ち出してきた。その中で5つの核がある。それを今度は中心は町が、旧町で1つずつにしてサバにするとか、いろいろ、僕、検討があると思うんで、ここでこうせえとか、ああせえとか、そういうことなんせえへのやけど、そういう学園構想についてもどういう考えで、また検討せんなんときであるのか、ないのかというのが1点と。

もう1点の、国際交流について。これはいろいろな流れについても、町長さんも説明してくれた。その話は要らんのやけど、要は平成10年から平成17年までは吉備町で8年間、10人ずつの80名を送り出した。合併して平成18年から平成27年まで10年で30人ずつということは、300人送り出している。トータル380人という有田川町の児童が国際交流に参加していると。

この中で僕が、一番気になることは、合併して、僕、議長にならしてもうて、そのときに歓迎会に行かせてもらった。オーストラリア、ちょうど町長が出張があるんで、副町長と議長と一編、歓迎会来てくださいといって、ドームのところへ行ったら、ドームと違う、金屋やったんか。かわきもんのお菓子とジュースで、一応、挨拶したら、議長結構ですんで帰ってくださいって、すぐ帰らせてしもうて、副町長も挨拶したら本人はふわっと帰ってきた。その後で、議会でもいろいろ問題があった、一般質問もしたんで、全員協議会のときにも言わせてもうたんが、教育委員会で独自で社会見学に行く、修学旅行へ行く、遠足に行くような形の中で、これ取り組んでいるのと違うかと。あんたのおもちゃにしていると違うんかいと。町民の税金でと。

それを、その後、たびたび僕、本会議でも、全員協議会でも発言させてもうてるんは、この本来の趣旨に沿うた形の中で、今度、町から送り出すときは、父兄と関係者だけでええかしらんけど、国際交流やさかい、やっぱし来てくれたら、議員はもちろん、区長さんらにも、町民にできるだけ広く参加してもらおうようにしたらどうですかということでもしてても、今はホールの中でみんなで送り出してるけど、来てる話と、この380人という方々の、やっぱり交流というものが向こうからもそれだけ来てくれて、今度は新婚旅行でも、オーストラリアは日本へ行って、有田川町でも寄ろかというような形の取り組みというものが、いかなもんな。

要は姉妹校になっています。2つの中学と姉妹校になっています。町と町はしてすすって。僕は、有田川町には国際交流っていったら、総務課が1つの柱があると。それとともに教育として合併までの実績の8年間、合併してからのトータル18年間ほ

どのことがあるわけ。これが全然反映できていない。３８０人の御意見も聞いていない。何というたら、有田川町の職員になっていますちゅうようなこと、そんなこと言うたり、このお金は合併特例債を使っています。何で合併特例債を使うことあんのよ、要は。そりゃ、安つくちゅうために言うてるんやったら、これはあくまでも、ちょっと話が脱線するけど、吉備町の都市開発公社、これは道路の先行とか、いろいろな形のやつで、この前、解散したと。そしたら、それで７，０００万円の基金積んだわけ。今後、そういう土地に関して、もう一旦何するけど、そういうような形の中で、今後はこの７，０００万円も大事に使っていかんなんわけで、今の２２０万円って計上はしてるけどよ、いろいろな形の中で、あんなんやめてしまえって言われんような声が起こっていることがわかっているんやさかい、やっぱりこれについて、教育委員長と教育長の御見解を聞いて、今後、もっと町民レベルになっていただきたいと、まず、その２人の心をお聞きしたいと思います。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

亀井議員にお答えいたします。

まず、教育委員会制度につきまして、去年の４月から改正があったわけですが、本町では経過措置がございまして、現在おる教育長につきましては任期までということで、再来年になります。平成３０年２月まで私が務めるということになりました。事務局の長として一生懸命やっていきたい、そういうふうに思います。

そして、まず学園構想ですけども、合併した当時、２３校ございました。今、１６校で７校が閉校ということになってきたわけでございます。当時、先ほど、議員さんが言われた６００人の学校と９人の学校、いろんな大中小の学校がございました。やり方も全部違ったわけです。例えば、旧吉備町では、夏休みを短縮して、クーラーを入れて、小学校における教科担任制をやったというふうに、どんどん改革をしていて、合併したときは旧金屋、旧清水はそういうことはやっていなかった。そこから始まったわけです。同じような指導というのはなかなか難しい。吉備地区では夏休みを短縮している。金屋地区では全くやっていない。清水地区でもやっていないということで、これをどうしていくかということで、相当議論をしていただいたわけです。それも今、全部の学校にエアコンを入れていただきまして、だんだん解消に向かってきておるわけです。そういった地域性も違い、学校の方針も違い、これを学園構想という中で何とか薄めていこうということで、今、やっています。しかし、その学園構想も一定の成果も出ましたので、そろそろ見直しの時期に来ているんじゃないかというふうに思っているところでございます。

そして、海外研修、これも１６年、１７年、たつんですけど、やっぱり疲労が来ているのかなということも考えます。私も歓迎会、亀井先生の言われた歓迎会に出たん

ですけど、ちょっとやり方がおかしいなと思ったこともございます。これも1つ、歓迎会のあり方、海外研修のあり方というのも見直していく必要があるんじゃないかなと、そういうふうに感じているところです。

以上です。

○議長（中山 進）

教育委員長、堀内千佐子君。

○教育委員長（堀内千佐子）

亀井議員の質疑に答えたいと思います。

委員長の立場ということと、学園構想のことについてと、それから国際交流のこと、3点についてお話しいたします。

立場についてですけれども、新教育委員制度、あと2年後となっております、委員長としての役割は2年間ということで、委員としての任期は4年間いただいておりますけれども、委員長として2年間務めさせていただきたいなと思っております。

2月23日付で教育委員長を拝命して以来、私はどんな仕事をすればいいのかということを考えてまいりました。委員会の定例会やきのうからの一般質問の議会に参加させていただきまして、まちづくりは人づくりだなというふうに1つ自分の中で考えております。じゃ、具体的に何をすれば教育委員会として、委員長としていいのかということを考えてみますと、人づくりを教育委員会が担っているわけでありまして、数々の教育委員会で行っております就学前の子育ても含めた教育の質の向上や、それから人権教育、青少年の健全育成、生涯学習につながる社会教育の数々の事業、それから文化、スポーツの振興、文化財の保護等のいろいろな活動が、取り組みがまちの教育目標であります、ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らしはぐくむまちという目標にどうつながっていくのか、そしてそれを目指した取り組みになっているのかということをチェックしていく、チェック機能を私は果たしていかなければならないなと具体的には1つ見つけることができました。

ここで、次々とこんなこと、こんなことと言いたいんですが、やっぱり紙面上で書かれていることと、自分が感じてやっていこうと思うこととは違ってくるので、今のところ、私の見つけたことはチェックしていくということです。また、次、2つ目、3つ目と見つけていきたいなと思っております。以上が立場としてのお話です。

次に、学園構想ですけれども、学園構想という名のもとに平成24年度からなりましたけれども、それぞれの学校ですずっと昔から培ってきました、縦の各保育所、小学校、中学校独自の教育ではなくて、地域の中でつながりを持って中学校へ出向いて行って授業を見せてもらったりとか、中学校の先生が小学校へ来てくださったりとか、そういう交流を始め、小学校だったら小学校同士、特に清水地区だったら人数が少ないので、大きな社会見学じゃなくて、ちょっとした社会見学で環境センターへ行きましょうというような4年生の社会の学習があるようなときに、5人、6人でお邪

魔しても、なかなか、それは懇切丁寧に説明はしてくれますけれども、そういう機会を利用して他校との交流も含めた、一緒に社会見学へ行きませんというようなことが年間幾つかの行事の中でやってまいりました。金屋地区でも吉備地区でもそういう交流を独自に行っていく中で、合併して小中連携をうたい、その次に保育所もこども教育課の傘下に入りましたので、保、小、中をつないで学園構想という名のもとに、さらに今までの実践を深めていこうということになってまいります。

しかし、きのうも申しましたように、だんだんと人数が少なくなってまいりますのと、吉備地区では横ばい、ちょっとふえてもいますけれども、やはり同じように話をするということは難しい問題でありまして、それで私たち教育委員会はこうなさいということは今までなかったもので、私たちのそれぞれの学園で、独自で新たな、こんなことをしませんかというものをそれぞれが見つけてやってまいりました。交流については、理事さんを含めた総会はやっておりますけれども、校長会の中で状況報告や、こんなんやるんだけれども、一緒にしないですかというお誘いとか、そういう交流をしたりとか、リーフレットを作成するに当たっては各委員さんが何回もどんなふうなリーフレットにするかということについて会を持ちまして、私たちの職場の先生方の意見も取り入れながら小さな会を積み重ねて、リーフレットもでき上がった次第です。

今後は、きのうの御質問にあったのも含めて思いますのは、一番最初に学園構想という名前、今まで聞いたことがなかったときに、初めて打ち出したときに、本当に理事さんも含めた総会、こういう説明会があったらよかったかなと、今思えば思いますが、でも今の取り組みとしましては、それぞれの独自性ということで、それぞれの状況がとても違いますので、よかったのかなというふうに思っております。

国際交流につきましては、本当に普通に中学生が自分で海外へちょっとホームステイに行きたいなということで、10日間ぐらいで、今はちょっとわかりませんが、私の息子が中学生ぐらいのときには50万円ぐらいはしたかなと思います。それが10万円で行けるということになると、本当にいろんな条件が重なりますし、やっぱり自信を持ってそこへ臨む子も多いと思いますけれども、その場に参加することによって自信がなかったけど、自信がついて、英語のほうの自分が物すごく力をつけていきたいなということで、そっちの方へ進む子とか、お友達がたくさんできて、過疎の子どもであれば、吉備や金屋のお友達と楽しく、今まで一部の人としかお話しできなかったのに、たくさんできたという、そういう交流面も子どもたちにとってプラスになっているかなと思っております。

今後どうするかにつきましてとか、亀井議員がおっしゃった国際交流なのに、修学旅行程度の行事と横並びになっていないかということにつきまして、御指摘のとおり、私もそういうふうにはなってはいけないかなと思っております。日本とオーストラリアの交流ということになりますと、大がかりな、もう少し歓迎する会ではなくてはなら

ないなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 進）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

教育長も改善もするよ、また教育委員長さんもいろいろ学園構想なんかでも、もっと説明したらよかったよと。聞くほうの立場だったらそういうことで考えているんやったら、今後はそういうふうに、校長先生らにももっときちっとおろしてあげてほしいというのと。

僕は議員としてお願いするのは、教育長、教育委員長さん、部長と課長が出席するけど、予算についてとか大きいことについてきたら、やっぱり委員会とか全員協議会で予算説明のとき、今後、御出席をお願いしたいと。そうせなんだら、本音で言える話と、本会議でやったらきちっと議事録に載ってしまう。四角四面な話でせんなんと思うんやけど、ただ、こういう点でという、学校のほう、現場のほうへ説明もせんなんと。学園構想なんかでも、私はきちっと聞いてなかったというふうに、やっぱり予算についても、もうひとつ、教育長、教育委員長の意見も聞きたい点もあるんで、今後、また議長から要請があったときに御出席をお願いしたい。

町長、国際交流についても、今の教育委員会の話で、していることは一生懸命に募集をかけて、事前勉強もし、それが決まってからいろいろな研修、研修、それで終わってからもと、こういう形をとっている。また、約350人から380人ぐらいに交流していると、やっぱりそれについては、総務を通じての、町長部局の国際交流とともに、どうして町民に理解されるかと。最低、議員さんに、この予算が理解されなんだら、やめてしまえと、こんな話になってくるんで、今後については町長も長い形の中でプラスになっていくと思うんで、これは改善はせなんだらあかんと思いますので、町長の気持ちを聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

国際交流については18年間も続いた、吉備町じゅうから、合併してからも10年も続いている大事な事業だと思っています。ただ、一部の方から、不満が出ているという事実もあるんで、これからいろんな面で改善とか、方向の転換する時期に来てるのかなと思いますけれども、このことによって素晴らしい子どもも育て、また外国へ目を向ける子どもたちも育てていることも事実でありますし、また歓迎会についても、もう少し町民の方々にも参加してもらって、御理解をいただけるように改善していきたいなと思います。

○議長（中山 進）

町長、答弁のとき、演台のほうへお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

増谷議員さんの関連でお伺いします。途中で亀井議員さんが挟まれて、ちょっと拍子抜けというような感覚になると思いますけども、給食センターのことなんです。一番肝心の給食センターのことなんですけど、その前に、教育委員長さんの御答弁を聞いて、さすがやなと思う点もあるし、この人は化粧のうまい人やな。自分の化粧はちゃんとできるけど、外の雰囲気、外の人の気持ちをもうちょっと察してほしいなと。これは余計なことなんです。

それでは、本題に入らせてもらいますけども、給食センターの、保育所。幼い子のことなんで、やっぱり慎重にさせていただきたいんですけども、小学校、中学校の場合は県からの指定業者と1町内の業者ということで、県の教育委員会から指定されますね。ただ、保育所の場合は米は、自由っていう感覚なんで、指定はないと思います。だから、今まで御霊地区の御霊保育所、藤並やったら藤並保育所という、各地元業者に通じた米の何をとっていると。ガソリンでもそうですね、安ければええというんじゃない。やっぱり地元、地産の何を優先的に考えてもらわないかんということになっているんですけども、今回、御霊保育所の場合は御霊地区の2業者とタイアップして、今までやってきておると。藤並の場合は藤並の業者、田殿の場合は田殿の業者でとられていると。この傾向を崩さんと、合併しても1カ所ということは、なかなか地域的な小さい米屋さんも、営業面もありますんで、そこらを十分にくんでいただいて、そういう地元からの総合的な何をしていただけるんかどうか、ちょっとお答え願えますか。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

殿井議員にお答えいたします。

殿井議員、御指摘のとおり、県の場合は、小中の場合は学校給食センターというのがございます、県に、それによって業者が決められて、その業者しかとれないわけですね、米とか牛乳とか。保育所の場合には地元の業者さんがやっております。今までだったら田殿保育所は田殿地区、御霊保育所は御霊地区と、吉備は吉備というふうになっています。今回も、合併した場合も、やっぱりそういうふうな感じになるんじゃないかと私は思っております。それが理想だなというふうに思うんです。地元の業者から調達したい、そういうふうに思っております。

○議長（中山 進）

ほかに。

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

今の答弁を聞いて安心しました。なぜかという、御霊の保育所に今まで納入した業者さんというのは、ほんまの小さい、今、米屋さんもなかなか大きなスーパーなんかに食われて、なかなか昔みたいな取引がのうなっている。それに、今回、合併した場合、1カ所になったり、今まで入れてた米屋さんが全然関係ないようになるということは、やっぱり地元の業者さんが少なくなるということなんで、今の教育長の意見をお聞きしまして、よろしくをお願いしたい。また、町長のほうにも、そういう地元業者を大事にしてもらうということで、お願いします。

終わります。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

10 番、堀江眞智子君。

○10 番（堀江眞智子）

私も保育所のことについてお聞きしたいと思います。調理業務の委託費が3,605万5,000円となっております。これ、ちょっと計算してみたんですけども、単純に計算しまして、12人でしたら、1人は年間300万4,000円というふうな給料になります。

それは置いといて、例えば、パートで人を雇います。1時間800円で雇ったとして、大体8時間で1日6,400円になります。そうすると月12万8,000円になります。時間給、1,000円だとしても月16万円というふうになります。それを合計しまして、パートですから、夏休みとか春休みとか冬休みとかありますので、10カ月としまして計算しますと、全部で1,920万円という数字が出てきます。本当に単純な話ですけども、差額は1,685万5,000円にもなります。これはどういうことなのかなというふうに思うんですけども。

○議長（中山 進）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

堀江議員の御質問にお答えします。

予算の中で3,600万円余りの委託料を出しております。今の1点なんですけども、保育所の場合、休みはほとんどありませんので、12カ月で勘定してもらったらいいと思います。小学校、中学校の場合は、夏休み、冬休み等がございますが、保育所の場合はほとんど休みは年末年始だけになると思います。それで12カ月ということです。

それと、予定されている委託契約書の中身なんですけども、その中で栄養士等、調理員などの1名の常駐を義務づけております。その中で、調理員等、私は業者のほう

ではないんですけども、調理員等もパート、また正社員、業者によっては抱えておかなければならないところもあると思います。単純にパート職員ということだけではないと思われます。賃金については以上です。

○議長（中山 進）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

今の答弁ですと、向こうからそういうふうと言われて、こういう金額になっているというふうにしか聞こえません。例えば、12カ月で割りますと、25万円という金額が出てきます。方針としては、委託にしていこうというのはもうお決まりですが、この金額については、こういう月25万円というふうな単純な計算で出てくるのであれば、私は保育士の非常勤も単純に割りますと、18万円という金額になっております。町で独自で調理員も非常勤で雇えるのではなかったのかなというふうなことをと思いますが、このことについては答弁は結構です。そのことを指摘しておきたいと思います。

○議長（中山 進）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

堀江議員の御意見にちょっとお答えさせていただきたいと思います。人数で単純に委託料は計算しておりません。保育所の園児、児童、また保育士等の食数をもとに計算して業者のほうで積算をやってきたということです。何人必要やということで、一人頭、委託料幾らということで積算してないと思います。両方で約620食あります。また、旧保育所、田殿、御霊についても今まで、委託契約をやっております。大体食数で考えれば、1食当たり240円前後で行われてきたと思いますので、大体妥当な線であると思われます。

以上です。

○議長（中山 進）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

答弁は結構ですと言いましたが、答弁をいただきましたので、言わせていただきますと、1食242円って、つくるだけの金額ですしね。そのところがよくわからないなというふうに申し上げたいと思います。それにしても、例えば、場所も提供して、食材も町が持ち出して、それで町の職員でないほうが安くつくってということでやっていくと思います。町長さんが決めた方針ですから、それが正職員を雇えないから経費を下げていけるというふうな方針でありますから、この町の今の財政がこの先、厳しくなっていくという部分では、とてもよくわかりますけれども、小さい子どものところから、こういうふうに削っていくというのは、子育て支援からも逆行しているというふうに思いますし、いろんな心配はつきません。このことを申し上げて質問を終わ

ります。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

8 番、岡省吾君。

○8 番（岡 省吾）

学校管理費の工事請負費の件につきまして、全員協議会で城山西小学校の改修工事につきまして緊急を要するという事で、児童数の推移とかを見せてもらったら、休校があるんで、かなり大きな予算になるんでどうかなと思ったんですけども、子どもの安全とか地域住民の皆さんの安全を考えたときに、これも早くしちゃってほしいなと思うんですけども。

あと、中学校の件なんですけども、先ほどの学園構想とも関連するんですけども、白馬中学校、僕も母校で、今後、休校の運びでということの中で寂しい思いがあるんですけども、中学校が平成28年度で11人の生徒数と。平成29年で3名。その次から八幡中学校のほうへ統合というような方針で。

これは保護者の皆さんがそういうふうな方針で決めていただいたということは理解するんですけども、一番、中学校の3年生という受験を控えて、大事な時期かなと思うんですけども、この3名で授業をする中で、学校の先生の体制とかも気になりますし、勉強も競争力の多いところの中で切磋琢磨しながら勉強するのもいいのではないかなとは個人的には思うんですけども。ただし、保護者の皆さんが3人でも残してほしいということであれば、保護者の皆さんの意見を聞いていただけるのがええんですけども、聞くところによりますと、もう城西に住んで、金屋の中学校へ行かれる方とか、八中のほうへ行かれる方とか、白馬へ来んとそういうふうな流れもあるように聞いております。保護者の皆さんの意見なんで、それは尊重されるべきやと思うんですけども、そうなる個人的に送っていったりせなあかんというような状況も出てくると思うんですよ。スクールバスが、保護者の意見で行かれれば、スクールバスが出せないとか、そういうことも総合的に考えた上で、できる限り保護者に負担がかからないように考えてあげてほしいし、子どもたちの学力の向上のためにも、そういうことも十分配慮された上で検討させていただきたい。これは、もう決まっていることであればあれなんですけども、十分、そこの辺を考えてあげてほしいなと思います。

以上です。お考えがありましたら、ちょっと。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

議員、御指摘のとおり、平成28年度に城山西小学校が休校ということになります。来年卒業する子が八幡中学校のほうへ参るということでございます。おのずと白馬中学校が11人、そして、来年平成29年度は3名ということになります。一番、大事

な時期に、中学校というのは教科担任制を敷いております。だから、非常に人的に難しい配置になるんじゃないかなと。しかし、それは一番初めが合併のときに安諦中学校で経験しているんです。安諦中学校は2人まで減りました。そのときも、しっかりと県と話をしまして、人員の確保については、しっかりとやったつもりでございます。

今回もことしの人事、今、もう入っておりますが、そのときにも来年、再来年のことを考えながら県の人事筋とずっと交渉しているところです。おかげさまで来年は教頭が消えるんです。教頭がなくなります、白馬中学校。しかし、事務の配置はしてくれると。本当は2月になると教頭、事務、用務、この3人が消えるんです。その辺を考えながら、やっぱり子どもが残っていますので、そういうわけにはいきませんので、県との交渉の中で、町も支援員というのを出していただいていますので、それも活用しながら頑張っていきたいなと、そういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中山 進）

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

今、教育長さんにおっしゃっていただきました。本当に教頭先生がなくなりというようなこともあるんですけども、学力の遜色のないように教員配置もしていただければありがたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。終わります。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。

議案第6号、平成28年度一般会計予算に反対の立場から討論させていただきます。反対の第1の理由は、先ほども御答弁いただきましたが、消費税を含んだ予算にならざるを得ないことであります。8%で2億7,958万8,000円、10%になりますと3億4,948万6,000円となります。

2つ目に第2次集中改革プランに基づき、合理化や負担増、民間委託などの計画になっている点であります。

第3に、機関委任事務もふえて、現在の業務が多くなっていますが、一方で正規職員が減少しています。その結果、公務労働を非常勤職員や臨時雇いで対応せざるを得ない状況にあります。特に非常勤職員保育士が保育士全体の過半数を占めることは改

善しなけなければならない課題ではないでしょうか。

4つ目に、藤並保育所ときび森の保育所の給食を民間委託していく点であります。これはもし、事故等が発生すれば大変被害が大きくなることと、民間自身が入ってくる理由は本来、利益を追求することになっていきますから、その点の問題が出てくると思われます。

5つ目に、就学援助については、やはりクラブ活動について適用し、交付税算入されています。そして、消費税増税分にも対応すべきというふうに国から指摘されています。

6つ目に生活扶助基準の引き下げにより、さまざまな福祉制度など、本来受けられる基準が引きさがり、負担増や対象から外れる方が出てまいります。

7つ目にマイナンバーの予算措置がされている点であります。

以上、町民の要望をくみ上げた予算、例えば道路予算や五西月地区の光ファイバー設置予算など、多くの住民要望をやっていく予算措置も含まれていますが、以上の理由により、反対の討論とさせていただきます。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第2 議案第7号……………

○議長（中山 進）

日程第2、議案第7号、平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第7号、平成28年度国保特別会計予算について質疑をさせていただきます。

主に数値的な回答を求めるわけですが、1つは保険者支援金、被保険者1人当たり大体、国の指示では5,000円程度だと聞いておりますが、このお金は本来、税の

引き下げにも使えるものでありますが、その点ではいかがでしょうか。

2つ目に、病床転換助成関係事務費の説明をしていただきたいと思います。

3つ目に、平成27年度で基金総額がどのくらいあり、1世帯当たりで割ったら幾らぐらいになるのでしょうか。

4つ目に、資格証や短期証の発行数はどうでしょうか。

5つ目に、国保税滞納はどのようになっていますか。滞納額ですね。また、分割納入の件数はいかがでしょうか。そして、差し押さえ件数はどうなっていますか。お示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の保険者支援金を税の引き下げに使うべきではないかということでございますが、保険者支援金は低所得者の多い国保財政を支援するため、国、2分の1、県、4分の1、町、4分の1で負担し、一般会計から繰り入れを行いますが、算定額に乗じます支援率が7割軽減で100分の12から100分の15に、5割軽減で100分の6から100分の14に引き上げられ、また2割軽減に対しましても、支援率100分の13が新設されたことによりまして、約4,500万円の増を見込んでおります。しかしながら、国の調整交付金につきましては、過去の実績の伸び率や、今回増額の保険者支援金の2分の1を差し引くことなどを勘案したところ、約3,200万円の減を見込んでおります。また、療養給付費負担金におきましても、保険者支援金の控除が関係してきますことから、あわせて国庫補助におきまして約4,000万円の減を見込んでいるところでございます。

また、被保険者の減少や所得の減少、並びに保険税軽減の拡充による税収の減で、約6,000万円の減少も見込んでおりまして、結果、歳出総額を補うため、約1億4,000万円の基金繰り入れを計上させていただく、厳しい状況を見込んでございます。何とぞ、御理解のほどお願いいたします。

2つ目の、病床転換助成関係事務費の説明をということでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費適正化のため、平成20年度から病院での在院日数短縮のため、医療機関が医療療養病床から介護保険施設などへ転換を行った場合、これを補助する病床転換助成事業が実施されています。この事業が国が予想したほど進まず、平成20年度及び平成21年度に徴収した支援金において、余剰金が発生したため、国は平成22年度から、この余剰金を支援金と事務費拠出金に充てて賄ってきました。しかしながら、今回、会計検査院のほうから支援金の余剰金を事務費の財源に充てることは適切ではないとの指摘を受け、平成28年度から社会保険診

療報酬支払基金へ事務費拠出金の納付が再開されることになったものでございます。

次に、3つ目の平成27年度で基金総額はどのくらいかということでございますが、3月補正時点で3億6,946万5,000円でございます。また、1世帯当たりは幾らになるのかということでございますが、平成28年2月末現在の世帯数4,432世帯で計算しますと、1世帯当たり約8万3,000円でございます。

4つ目の資格証や短期証の発行数はどうかということでございますが、平成28年2月末現在、資格証で62世帯、短期証で74世帯でございます。なお、高校生世代までの方につきましては、年度末までの保険証を発行しております。保険税の負担の公平と国保財源の確保のため、資格証や短期証を交付することにより、滞納者との接触の機会をふやしまして、納付を働きかけることを目的に実施しております。

5つ目の、国保税の滞納額はどうか、分割納入の件数はどうか、差し押さえ件数はどうかということでございますが、平成28年2月末現在の国保税滞納額は8,458万1,031円でございます。分納誓約数は183件です。また差し押さえ件数は52件でございます。

以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（中山 進）

ほかに答弁、ございませんか。

ほかに質疑、ありませんか

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。

議案第7号、国保特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

国保制度は加入者同士が支え合う制度ではありません。加入者全員に医療を社会が保障していく、いわゆる社会保障制度であります。これは国保法第1条でも明記されています。そして、国保の被保険者は低所得者が多く、所得がなくても固定資産税があれば国保税は大きくかかってくる仕組みにあり、負担能力以上の納税を強いられます。

2つ目に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのために、限度額4万円など引き上げますと、負担は結局、その加入者全員に及ぶことになってしまいます。

3つ目に、高い国保税をとっているため、余剰金が出ても、被保険者には戻さず、基金などへ積み立てています。

4つ目に、基金などを使い、国保税、1世帯当たり1万円の引き下げをすべきであります。

5つ目に、国庫支出金が歳入全体に占める割合が22.04%に落ち込んでいます。このことが国保会計を苦しくさせた原因にもなっています。国はもとの45%まで引き上げるべきでありますし、市町村もこのことを求めるべきであります。

以上の理由により、反対討論といたします。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 10時50分

再開 11時05分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

お諮りします。

ここで順序を変更し、3月31日付をもって退職される皆さん方の御紹介を先にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、3月31日をもって退職される方々の氏名及び紹介を許可します。

企画財政課長、一ツ田友也君。

（退職者 入場）

○企画財政課長（一ツ田友也）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、本年3月31日付をもって退職される方々を紹介させていただきます。

議会事務局長の中西満雄さんです。

総務政策部長の林孝茂さんです。

消防長の上嶋敏之さんです。

福祉保健部長の辻勇さんです。

環境衛生課長の嶋田弘哉さんです。

長寿支援課長の福原和博さんです。

藤並保育所長の片山絹子さんです。

清水保育所長の中島ひとみさんです。

きび中央保育所長の庄司典代さんです。

金屋第二保育所長の中田孔美子さんです。

金屋第三保育所長の加毛稚子さんです。

以上11名の方々です。

○議長（中山 進）

退職者を代表して、議会事務局長、中西満雄君から御挨拶の申し出があります。許可します。

中西満雄君。

○議会事務局長（中西満雄）

議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、退職者を代表して御挨拶をさせていただきます。私たちのためのこのような貴重な時間をいただき、まことにありがとうございます。

このたび、3月31日をもちまして、ここにおります私たち11名のほか、総勢23名は長年勤めさせていただいた有田川町役場を退職いたします。長い間お世話になりましたことをここに厚く御礼申し上げます。

私ごとではございますが、この演壇でお話をさせていただくのはこれが最初で最後となります。私の議会事務局での3年間、議会事務並びに議会運営がスムーズにできましたことは議員皆様方の御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。

さて、振り返りますと、私たち一同はそれぞれの思いを胸に、役場に入庁して以来、微力ではございましたが、それぞれの持ち場で住民福祉のため、住民の住みよいまちづくりのため、災害、火事から住民を守るため、また心豊かな子どもを保育するため、全力でその任務を遂行させていただきました。最も長い方で42年間という長き間、大過なく任務を遂行できましたのも、議員皆様方や町長さんを初めとする、よき指導者や先輩、よき同僚、よき後輩、や家族に支えられてのことだと深く感謝しております。

今後、私たちは1町民となり、心機一転してそれぞれの道を歩みますが、今後もさらなる有田川町の発展を願ってやみません。これからのまちづくりは言うまでもなく、高齢者が安心して生活ができ、女性がきらきら輝き、そして活躍でき、また子どもた

ちの遊ぶ声が聞こえるようなまちでなくてはならないと思います。どうか、議員の皆様方並びに中山町長さんを初めとする町執行部の皆様方におかれましては、今後とも健康に留意され、町発展のため御尽力いただきたいと切に願っております。

最後になりましたが、皆様方のますますの御健勝、御多幸をお祈り申し上げ、退職の当たっての御挨拶といたします。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（中山 進）

退職される皆様方に申し上げます。

長年にわたり役場職員として職務に精励され、その間、まちの発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。どうか、健康にはくれぐれも留意されまして、今後とも有田川町の発展のため、御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。本当に長らくありがとうございました。（拍手）

（退職者 退場）

……………日程第3 議案第8号……………

○議長（中山 進）

続いて、議案審議に入ります。

日程第3、議案第8号、平成28年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第8号、平成28年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算について質疑をさせていただきます。

まず1点目は、被保険者数と現役並みの所得者数をお示してください。

2つ目に、年金額、月4万円以下の被保険者数は。

3つ目に、9割軽減者、8.5割軽減者の数はどうか。全被保険者に占める割合はどうなっていますか。

4つ目に、保険料滞納額はどうなっていますか。また、差し押さえ件数はどうなっていますか。

5つ目に、保険証の有効期間は何年になっていますか。

6つ目に、保険料は一人一人に課すわけですが、保険料の軽減判定は世帯所得になっているのはいかがでしょうか、いかがでしょうか。

7つ目に、短期証の発行数は幾つになっていますか。

以上、お示してください。

○議長（中山 進）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

1つ目の被保険者数と現役並み所得者数は、平成28年2月末現在で、被保険者数は4,965人で、現役並み所得者数は128人でございます。

2つ目の、年金額、月4万円以下の被保険者数は平成28年2月末現在で1,204人でございます。

3つ目の、9割軽減者と8.5割軽減者はどうか。また、全被保険者数に占める割合はどうかということでございますが、9割軽減者数は2,132人で40.5%でございます。また、8.5割軽減者数は1,051人で、19.9%でございます。

4つ目の、保険料滞納数はどうかということでございますが、平成28年2月末現在で2名でございます。1名は平成27年中に亡くなった方で、相続人がなく、また換価可能な財産もありませんでしたので、滞納処分の執行を停止しております。また、もう1人は平成27年に税務課が預貯金と出資金の差し押さえを行いましたので、税務課に対し、交付要求を行いました。配当はありませんでした。現在、この方は分納中です。

また、差し押さえ件数はということでございますが、差し押さえはございません。

5つ目の、保険証の有効期間は何年になっているかということでございますが、有効期間は1年でございます。

6つ目の、保険料は一人一人に課すが、保険料の軽減判定は世帯所得になっているのはどうかということでございますが、均等割額は所得の高低や、負担能力に関係なく、医療給付の利益を受ける方に対して、ひとしく負担していただくという趣旨で設定されております。そのため、均等割額は全ての被保険者の方にひとしく負担していただくのが原則となります。しかしながら、より所得の低い方への対策として、生活実態としての生計単位である世帯主の方と被保険者の方の合算した所得が低い場合については、均等割額の軽減を行ってございます。

7つ目の短期証の発行数はどうかということでございますが、平成28年2月末現在で2名でございます。このお二人はほかの市町村から転入された御夫婦で、転入前の市町村の保険料が未納であるためでございます。有田川町に転入してからの保険料については納付されております。

以上でございます。何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（中山 進）

ほかに答弁はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。

議案第8号、後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場から討論します。もと国は医療費の削減を目的に、75歳という年齢で差別する医療制度を設けたのが問題であります。保険料所得割100分の8.55から100分の8.93に引き上げ、均等割額4万4,730円から、4万4,177円に引き下げましたが、所得の少ない方への軽減策がありますが、応能応益割率50対50の関係で、加入者全員の負担となります。県、後期高齢者医療連合会の試算でも75歳以上、1人世帯の場合で、年金220万円で18万9,400円から19万2,700円の3,300円の負担増となっています。低所得者対策9割、8.5割軽減制度も、国は廃止しようと考えています。廃止されることでこの制度はもたなくなってしまう。全国市町村が継続を求めていますから、国は廃止すべきではありません。以上の理由により反対といたします。

○議長（中山 進）

他に討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第4 議案第9号……………

○議長（中山 進）

日程第4、議案第9号、平成28年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。議案第9号、平成28年度有田川町介護保険事業特別会計予算について質疑をします。

1つ目は段階別人数と、軽減対象者数、保険料滞納者数はどうでしょうか。

2つ目に、新総合事業の事業費は訪問通所介護と今の予防事業の合計額を基本に設定されるとなっていますが、今の予防給付の伸び率はどうでしょうか？

3つ目に、年金収入280万円、年間所得160万円の場合、2割負担となりますが、対象者数はどうでしょうか。

4つ目に、特養ホーム入所者で居住費や食費を軽減されている方で、資産が勘案され、負担がふえる人数、いわゆる補足給付対象外の人はいくつになりますか。また、世帯分離していても、配偶者に所得があり、課税されている場合、補足給付の対象外となる人は何人ありますか。

5つ目に、居宅介護支援事業所の指定取り消しが、市町村に移行するが、財源や事務量の負担はどうでしょうか。

6つ目に、後期高齢者の伸び率、年間3%から4%負担勘案になっていますが、今の予防給付の伸び率、5%から6%ですから、実質的に要支援者に対する事業費を年間3%ずつ抑制することになってしまわないか、いかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（中山 進）

福祉保健部長、辻勇君。

○福祉保健部長（辻 勇）

まず、1点目の段階別人数と軽減対象者数、保険料滞納者数はどうかという御質問ですが、平成27年7月1日、本算定時における段階別人数は第1段階で2,347人、第2段階で784人、第3段階で472人、第4段階で1,435人、第5段階で922人、第6段階で1,174人、第7段階で677人、第8段階で300人、第9段階で251人、計8,362人となっています。このうち、第1段階の2,347人については公費負担による0.05の軽減を受けている対象者ということになります。

保険料の滞納者数につきましては、平成26年度決算で59名、額にして391万3,500円となっています。

続きまして、2番目の新総合事業の事業費は訪問、通所介護と、今の予防事業の合計額を基本に設定されていることとなっているが、今の予防給付の伸び率はいかがかという御質問ですが、本年度における予防給付については昨年の同時期と比較しますと、利用者数は若干の増加になっていますが、給付費については平成27年4月の介護給付費の改定、平均で2.27%の減額であったんですけども、この影響を受け、昨年に比べ若干の減となっております。

続きまして、3番目の、2割負担の対象者の数ですが、平成27年8月1日時

点ですけれども、72名となっております。

続きまして、4点目の、特別養護老人ホーム等で資産が勘案され、補足給付対象外、また配偶者に所得があり課税されて、補足給付の対象外になっている人数はどうかという御質疑ですけれども、平成27年8月1日現在で減額認定者数は446名であります。このうち施設入所者は248名。申請があったんですけれども、却下となられた方は28名。案内書は送ったんですけれども、更新しなかったという方が94名。うち、施設入所者が28名であります。却下者28名のうち、資産勘案の方は21名。配偶者の課税による方は2名、世帯が課税であるという方が5名でした。

続きまして、5番目の、居宅介護支援事業所の指定や取り消しが市町村に移行するが、財源や事務量の負担はどうかという御質疑ですが、平成30年4月より居宅介護支援事業所の指定や指導の事務が県から移管される予定となっております。町内では、19の居宅支援事業所があり、事務負担がふえることとなると思います。これに対する財源の負担については特に予定はされていません。

続きまして、6番目の後期高齢者の伸び率、1年間で3%から4%を勘案し、高くなっていると。今の予防給付の伸び率、5%から6%だから、実質的に今、要支援者に対する事業を年間3%ずつ抑制することではないかという御質疑ですけれども、平成28年度における予防給付については、平成27年4月の介護給付費等の改定、先ほど申しました平均で2.27%の減額であったんですけれども、これを受け、利用者は若干増加する予定であります。給付費自体は平成27年度と同額程度を見込んでおります。また、平成29年4月より総合事業を実施する予定ですが、現行のサービスは現行基準のまま移行させ、緩和された基準のサービスは事業所の意向を聞きながら導入していきたいと考えています。緩和された基準のサービスが実施されれば、当然、現行サービスよりも単価が低くなるため、その分、給付費が抑制されることとなります。サービスの量、質ともに確保していく中で、利用者に不利益とならないように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。

議案第9号、平成28年度介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から答

弁を行います。

介護サービスの対象から外し、入院患者の追い出しを強化するなど、公的介護や医療保険を土台から崩す、医療介護総合法によって、介護にかかる予算を削減するために、まず、約５００人の認定者がある要支援１、２の訪問介護や通所介護事業を介護保険から外して、新総合事業に振り分けます。そして、介護サービスを行う受け皿として、シルバーやＮＰＯなどの地域へ任せてしまうことになります。

合計所得が１６０万円以上の方を対象に、自己負担を１割から２割に引き上げます。７０の方が対象になります。後期高齢者医療の現役並み所得が年収３８３万円以上であることと比べても、厳しい線引きではないでしょうか。

また、施設入所の補足給付の対象外となる方も出てまいります。介護報酬の引き下げで事業所の撤退など、安心して介護を受けられないことになってきます。介護の充実を求め施設などをふやすと、その分の負担は保険料にはね上がるシステムを変えなければなりません。介護の必要性ではなく、幾ら払えるかでサービスの内容を決めざるを得ない状況にあります。

介護保険制度は家族介護から社会で支える介護スローガンで出発しました。しかし、今や負担増やサービスのとり上げ、介護保険だけで在宅サービスを維持できない介護離職、介護従事者の賃金など、労働条件が改善されない状況にあります。これを変えて、必要な介護が保障される制度になることを申し上げまして、討論といたします。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第５ 議案第１０号……………

○議長（中山 進）

日程第５、議案第１０号、平成２８年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第11号……………

○議長（中山 進）

日程第6、議案第11号、平成28年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第12号……………

○議長（中山 進）

日程第7、議案第12号、平成28年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第12号、公共下水道事業特別会計予算に反対の立場から討論します。

第1に、消費税増税のため使用料が10立方メートルまでが1,260円から1,296円になりました。超過分で1立方メートル当たり126円から129円になり、その使用料収入での予算措置になっています。消費税が10%になれば、また使用料の引き上げとなります。

第2に、事業を進めるほど莫大な先行投資となり、景気の悪化などで、つなぎ込みもなかなか進まない状況になります。これまで早期接続奨励金を予算化してきましたが、今年度は660万円ですが、なかなか大きく進んでいないのが現状であります。農業集落排水事業を見ますと、82%ぐらいが最高で、これ以上の加入促進にはなっていません。しかし、公共下水道事業ではこのようなつなぎ込みでは経営が成り立ちません。そうなりますと、使用料収入では維持できなくなり、使用料の引き上げや一般会計からの繰り入れが必要になってきます。企業債残高もふえて、将来の財政破綻が危惧されないかどうか、大変心配します。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第13号……………

○議長（中山 進）

日程第8、議案第13号、平成28年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 9 議案第 1 4 号……………

○議長（中山 進）

日程第 9、議案第 1 4 号、平成 2 8 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 0 議案第 1 5 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 0、議案第 1 5 号、平成 2 8 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第１１ 議案第１６号……………

○議長（中山 進）

日程第１１、議案第１６号、平成２８年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第１２ 議案第１７号……………

○議長（中山 進）

日程第１２、議案第１７号、平成２８年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第１３ 議案第１８号……………

○議長（中山 進）

日程第１３、議案第１８号、平成２８年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第１４ 議案第１９号……………

○議長（中山 進）

日程第１４、議案第１９号、平成２８年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 5 議案第 2 0 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 5、議案第 2 0 号、平成 2 8 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 6 議案第 2 1 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 6、議案第 2 1 号、平成 2 8 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第１７ 議案第２２号……………

○議長（中山 進）

日程第１７、議案第２２号、平成２８年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第１８ 議案第２３号……………

○議長（中山 進）

日程第１８、議案第２３号、有田川町循環型社会の構築と自然エネルギー推進基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 19 議案第 25 号……………

○議長（中山 進）

日程第 19、議案第 25 号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 20 議案第 26 号……………

○議長（中山 進）

日程第 20、議案第 26 号、有田川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

14 番、増谷憲君。

○14 番（増谷 憲）

14番、増谷。

議案第26号について質疑をさせていただきます。

1つは退職管理の状況や、休業に関する状況、人事評価の状況はそれぞれどのような形でホームページに公表されるのか伺いたいと思います。

2つ目に、公表する目的はどのようなものでしょうか、説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（中山 進）

総務政策部長、林孝茂君。

○総務政策部長（林 孝茂）

お答えいたします。

現在、この公表につきましては、職員数の状況とか、あるいは給与の状況などは年度末に公表してございます。それに、今回の今、おっしゃいました項目を追加して公表するということになっております。様式につきましては、まだ具体的に国のほうから示されておられませんので、示され次第、お知らせいたしたいと、そのように思っております。

それと、この目的なんです、大きく2つございまして、1つは能力及び実績に基づく人事管理の徹底、そして2つ目は退職管理の適正の確保でございます。これにつきましては、様式が整い次第、また年度末に広報紙あるいは町のホームページで公表していきたいと思っております。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。

議案第26号について討論させていただきます。

主に、この改正の中身で、人事評価の問題についてであります。本来、公務には人事評価というのはなかなかないものであります。そして、任命権者には権限が集中し、査定結果に対する苦情の具体化がなくて、不適切な目標設定、トップダウンにより組織目標の押しつけなど、過度なコスト削減、超過勤務削減が掲げられ、不払い残業につながっている実態もあると聞いております。

評価が職場に与える影響として、チームワークを阻害する、パワーハラスメントの原因となる、絶対評価と相対評価の矛盾、評価者が制度を熟知していないことによる、

昇任、昇給おくれ、調査結果だから人材育成につながっていない、職員に対する評価によるプレッシャーが強くなってくる。既に導入されている市町村では、たった3分の面談でどう評価するのか納得がいかない。異動したら前の仕事のことをよく知らない上司に評価される期間設定になっているなど、住民のほうを向いて仕事をしなくなったと嘆いておられます。

以上の理由により、反対の討論とさせていただきます。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第21 議案第27号……………

○議長（中山 進）

日程第21、議案第27号、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第22 議案第28号……………

○議長（中山 進）

日程第２２、議案第２８号、有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第２３ 議案第２９号……………

○議長（中山 進）

日程第２３、議案第２９号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第２４ 議案第３０号……………

○議長（中山 進）

日程第２４、議案第３０号、有田川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第２５ 議案第３１号……………

○議長（中山 進）

日程第２５、議案第３１号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第２６ 議案第３２号……………

○議長（中山 進）

日程第２６、議案第３２号、和歌山県と有田川町の行政不服審査法第８１条第１項に規定する機関に関する事務の委託についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第２７ 議案第３３号……………

○議長（中山 進）

日程第２７、議案第３３号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

委員長報告を行います。

去る３月２日、議会初日、当委員会に付託された、議案第３３号、有田川町道路線の認定に関する議案１件について、産業建設住民常任委員会における、審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

委員会は、３月３日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、路線の概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

議案第３３号については、西丹生図地内において、宅地造成開発事業に伴い、町に対して寄附された土地であり、幅員は６メートル、延長は９９．５９メートルであります。宅地分譲予定戸数は１０戸で、住民の利便性向上のため、また、町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり

可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

報告を終わります。

○議長（中山 進）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩したいと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 1 1 時 5 5 分

再開 1 3 時 0 0 分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中山 進）

再開します。

……………日程第 2 8 議案第 3 4 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 8、議案第 3 4 号、社会福祉法人ひまわり福祉会に対する建物の譲与についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第２９ 諮問第１号……………

○議長（中山 進）

日程第２９、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第３０ 諮問第２号……………

○議長（中山 進）

日程第３０、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第３１ 諮問第３号……………

○議長（中山 進）

日程第３１、諮問第３号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第３２ 諮問第４号……………

○議長（中山 進）

日程第３２、諮問第４号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第３３ 議案３５号……………

○議長（中山 進）

日程第３３、議案第３５号、有田川町こども総合センター設置条例の制定について

を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第35号について質疑をさせていただきます。

まず、この総合センターはきび中央保育所に設置されるということでよいのでしょうか。

2つ目に、このこどもセンターの体制はどうなりますか。例えば、どのような人、専門家が配置されますか。常駐ですか。そして、何時から何時まで勤められるのか。また、相談者が突然行っても相談に乗れる体制にあるのかどうかということです。

3つ目に、子育て支援センターが藤並保育所から移れば、藤並保育所のそのスペースはあいてくると思うのですが、そうなりますと、そのスペースはどのような活用を考えておられるのか、示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

お答えいたします。

現在のきび中央保育所の跡を利用して、こども総合センターを設置したいと思っています。

体制なんですけれども、1つ目、子育て支援センター部分、また一時預かり部分、それと新たに設置します、適応指導教室部分、今のところ3つ予定しております。子育て支援センター部分、一時預かり部分については、保育士、センター長、保育士正規職員、また非常勤職員等、3名から5名、支援センター分では配置いたします。また、一時預かり部分については、保育士、正規職員1名、非常勤職員等2名程度配置する予定となっております。

また、適応指導教室につきましては、教員の免許状を取得している者、また配置につきましては、室長と指導員、最低2人体制で行きたいと思っております。

開設日なんですけれども、学校の課業日に開設するということ。おおむね、時間的には9時から16時30分を予定しております。週に一度は休日をつくり、学校登校する日と位置づけて休みといたします。

突然訪問しても相談できるのかということですが、子育て支援センター部分等については相談が業務になっておりますので、あいている時間帯ではいつでも相談できます。また、適応指導教室につきましては、学校との連携を密にして、あくまで学校へ登校する支援をするということで、学校長からの話であれば行けます。順番とい

たしましては、入室を希望する児童、生徒の保護者より学校長へ入室申請書を提出しまして、それを受けて学校長が適応指導教室がこの子のケースには当てはまるかどうか審査した上で、校長のほうから入室申請書を教育委員会のほうへ申請します。教育委員会はそれを受けまして審査した結果、校長のほうへ入室許可を出すという順番となっております。また、藤並保育所があいた部分ですけども、一部、一時預かり事業部分については今回の２歳児の受け入れ、定員増の場所として使用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第３４ 議案第３６号……………

○議長（中山 進）

日程第３４、議案第３６号、平成２７年度公下第３２号吉備第１幹線管渠布設工事（第８工区）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（林 宣男）

本日、議長、中山進君から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 宣男）

異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 議長辞職の件……………

○副議長（林 宣男）

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中山進君の退場を求めます。

〔中山進君 退場〕

○副議長（林 宣男）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中西満雄）

朗読いたします。

このたび、議会の申し合わせにより、議長の辞職を申し出ます。

平成28年3月16日、有田川町議会議長、中山進。

有田川町議会副議長、林宣男様。

以上です。

○副議長（林 宣男）

お諮りします。

中山進君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 宣男）

異議なしと認めます。

したがって、中山進君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

中山進君の入場を許可します。

〔中山進君 入場〕

○副議長（林 宣男）

ただいま議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

しばらく休憩します。休憩中に全員協議会を開催しますので、第1会議室にお集まりください。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 13時15分

再開 14時18分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（林 宣男）

再開します。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 宣男）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として選挙を行うことに決定します。

……………追加日程第2 選挙第1号……………

○副議長（林 宣男）

追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○副議長（林 宣男）

ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条、第2項の規定によって、5番、森本明君、10番、堀江眞智子さんを指名します。

これから投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○副議長（林 宣男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなしを確認〕

○副議長（林 宣男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検〕

○副議長（林 宣男）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順に投票願います。

〔 投 票 〕

○副議長（林 宣男）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 宣男）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。森本明君、堀江眞智子さん、開票の立ち会いをお願いします。

〔 開 票 〕

○副議長（林 宣男）

選挙の結果を報告します。投票総数 1 6 票、有効投票も 1 6 票です。したがって、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、佐々木裕哲君、1 0 票、森谷信哉君、6 票。以上のとおりでございます。ありがとうございました

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、佐々木裕哲君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

○副議長（林 宣男）

ただいま当選されました佐々木裕哲君が議場におられます。会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選された佐々木裕哲君に発言を求めます。

佐々木裕哲君、御登壇をお願いします。

○議長（佐々木裕哲）

副議長の許可を得ましたので、当選の発言をさせていただきます。ただいま、投票の結果、佐々木裕哲が議長という重職に当選させていただきました。本当にありがとうございます。これから、皆さん方、お一人お一人の御意見、御鞭撻を聞きながら、有田川町の議員の重職を務めてまいりたいと思います。そして、議会というのは、執

行部があつての議会、また執行部も議会あつての執行部でございますので、この両輪がスムーズに前に回転していくように、お互い切磋琢磨、いろいろ努力して邁進して、町民から信頼される議会であるように、私自身も皆さんとともに頑張っていきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（林 宣男）

議長、議長席にお着き願います。

〔議長 議長席に着く〕

○議長（佐々木裕哲）

しばらく休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 14時28分

再開 14時30分

~~~~~

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

副議長、林宣男君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第3 副議長辞職の件……………

○議長（佐々木裕哲）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、林宣男君の退場を求めます。

〔林宣男君 退場〕

○議長（佐々木裕哲）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中西満雄）

朗読いたします。

このたび、議会の申し合わせにより、副議長の辞職を申し出ます。

平成28年3月16日、有田川町議会副議長、林宣男。

有田川町議会議長、佐々木裕哲様。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

お諮りします。

林宣男君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、林宣男君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

林宣男君の入場を許可します。

〔林宣男君 入場〕

○議長（佐々木裕哲）

ただいま、副議長の辞職が許可されましたので、通知いたします。

しばらく休憩します。

休憩中に全員協議会を開催しますので、第1会議室にお集まりください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 14時33分

再開 15時22分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として選挙を行うことに決定します。

……………追加日程第4 選挙第2号……………

○議長（佐々木裕哲）

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法について、私、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、私、議長が指名することに決定しました。

副議長に8番、岡省吾君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました8番、岡省吾君を副議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、8番、岡省吾君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました8番、岡省吾君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選された8番、岡省吾に発言を求めます。

岡省吾君、御登壇願います。

○副議長（岡 省吾）

ただいま副議長に御推挙いただきました、8番の岡でございます。もともと浅学非才ではございますけれども、皆様の御協力を賜りながら、佐々木議長のもと円滑な議会運営に頑張ってまいりたいと思いますので、今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（佐々木裕哲）

しばらく休憩します。

休憩中に全員協議会を開催しますので、第1会議室にお集まりください。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 15時25分

再開 16時47分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

お諮りします。

本日の会議時間は都合により、あらかじめ6時まで延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議を6時まで延長することに決定しました。

……………日程第35 常任委員の選任……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第35、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

総務文教福祉常任委員に小林英世君、林宣男君、森本明君、佐々木裕哲君、岡省吾君、堀江眞智子君、新家弘君、亀井次男君の以上8名であります。

次に、産業建設住民常任委員会に、谷畑進君、辻岡俊明君、殿井堯君、森谷信哉君、中山進君、湊正剛君、増谷憲君、橋爪弘典君、以上8名であります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

……………日程第36 議会運営委員の選任……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第36、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長により指名したいと思います。

議会運営委員に小林英世君、森本明君、殿井堯君、森谷信哉君、堀江眞智子君、橋爪弘典君の、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。そのままお待ちください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 16時49分

再開 16時50分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

お諮りします。

お手元に配付しました追加議事日程のとおり、議事を追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

お手元に配付しました追加議事日程のとおり、議事を追加することに決定しました。

副議長と交代します。

……………追加日程第5 議会活性化調査特別委員の辞任の件……………

○副議長（岡 省吾）

追加日程第5、議会活性化調査特別委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、森本明君、佐々木裕哲君の退場を求めます。

〔森本明君、佐々木裕哲君、退場〕

○副議長（岡 省吾）

森本明君、佐々木裕哲君から一身上の都合により、議会活性化調査特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

森本明君からの議会活性化調査特別委員の辞任の申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、森本明君の議会活性化調査特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。佐々木裕哲君からの議会活性化調査特別委員の辞任の申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、佐々木裕哲君の議会活性化調査特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

森本明君、佐々木裕哲君の入場を許可いたします。

〔森本明君、佐々木裕哲君、入場〕

○副議長（岡 省吾）

ここで議長と交代いたします。

……………追加日程第 6 下水道事業対策特別委員会の定数の変更について……………

○議長（佐々木裕哲）

追加日程第 6、下水道事業対策特別委員会の定数の変更についてを議題とします。

地域住民の生活向上を図る、本事業を推進する上から調査を行うため、既に設置されております下水道事業対策特別委員会の定数を 9 名から 10 名に変更したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

では、下水道事業対策特別委員会の定数を 10 名に変更することに決定しました。

……………追加日程第 7 国道対策特別委員会の定数の変更について……………

○議長（佐々木裕哲）

追加日程第 7、国道対策特別委員会の定数の変更についてを議題とします。

町の活性化のため、今後ますます重要となる国道改修の促進対策について調査を行うため、既に設置されております国道対策特別委員会の定数を 7 名から 9 名に変更したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

では、国道対策特別委員会の定数を 9 名に変更することに決定しました。

……………追加日程第 8 下水道事業対策特別委員の選任……………

○議長（佐々木裕哲）

追加日程第 8、下水道事業対策特別委員の選任を行います。

先ほど定数変更により 1 名の欠員となりましたので、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

では、議長において、森谷信哉君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました森谷信哉君を下水道事業対策特別委員に選任することに決定しました。

……………追加日程第 9 国道対策特別委員の選任……………

○議長（佐々木裕哲）

追加日程第 9、国道対策特別委員の選任を行います。

先ほど定数変更により 2 名の欠員となりましたので、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

では、議長において、小林英世君、湊正剛君を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小林英世君、湊正剛君を国道対策特別委員に選任することに決定しました。

……………追加日程第 10 議会活性化調査特別委員の選任……………

○議長（佐々木裕哲）

追加日程第 10、議会活性化調査特別委員の選任を行います。

先ほど委員の辞任により 2 名の欠員となりましたので、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

では、議長において、森谷信哉君、橋爪弘典君を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました森谷信哉君、橋爪弘典君を議会活性化調査特別委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 16時55分

再開 16時56分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

議長により報告します。各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会から、正副委員長について互選された結果の報告を受けていますので、報告いたします。

総務文教福祉常任委員長に小林英世君、副委員長に林宣男君、産業建設住民常任委員長に殿井堯君、副委員長に谷畑進君、議会運営委員長に橋爪弘典君、副委員長に森本明君、下水道事業対策特別副委員長に中山進君、国道対策副委員長に新家弘君、議会活性化調査特別委員長に堀江眞智子君、副委員長に谷畑進君、以上の方々がそれぞれ委員長、副委員長に決定しました。

……………追加日程第11 選挙第3号……………

○議長（佐々木裕哲）

追加日程第11、選挙第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。定員は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、佐々木を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました佐々木を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、佐々木が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

……………追加日程第12 選挙第4号……………

○議長（佐々木裕哲）

追加日程第12、選挙第4号、有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。定数は3人で、ただいま欠員は2名となっています。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

有田郡老人福祉施設事務組合議会議員に湊正剛君、増谷憲君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました湊正剛君、増谷憲君を有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました湊正剛君、増谷憲君が有田郡老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、湊正剛君、増谷憲君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

……………追加日程第13 選挙第5号……………

○議長（佐々木裕哲）

追加日程第13、選挙第5号、有田聖苑事務組合議会議員の選挙を行います。定員は2名で、ただいま欠員は1名となっております。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

有田聖苑事務組合議会議員に堀江眞智子君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました堀江眞智子君を有田聖苑事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、堀江眞智子君が有田聖苑事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された堀江眞智子君が議場におられますので、会議規則第33条第2

項の規定により、当選の告知をします。

……………日程第３７ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３７、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひします。

……………日程第３８ 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３８、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第３９ 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第３９、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第４０ 議長への委任について……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第４０、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第４５条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成２８年第１回有田川町議会定例会を閉会します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会 １７時０５分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

前有田川町議会議長                      中      山                      進

有田川町議会議長                      佐    々    木    裕      哲

前有田川町議会副議長                      林                      宣      男

有田川町議会副議長                      岡                      省      吾

4    番      議      員                      林                      宣      男

1 4   番      議      員                      増      谷                      憲